

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、令和4年度住民税均等割非課税世帯や、予期せず家計に急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

【給付金の支給額】

1世帯あたり5万円

【支給対象と手続き】

次のⅠ、Ⅱ いずれかにあてはまる世帯が対象となります。

Ⅰ 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象となる世帯

- 世帯全ての方が ①令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯
②住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていない世帯

※①②両方に該当する世帯が対象となります

- ・世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にいる場合 **受付中**
- ・世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合 **確認書送付後受付開始**

- 令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村での手続きになります。
- 令和4年1月2日以降に転入された方がいる場合は、課税状況等の確認が必要となるため、確認ができ次第、役場から給付内容や確認事項が書かれた確認書を順次お送りします。
- 確認書の内容(支給要件・振込先等)をご確認のうえ、提出期限内に各市区町村にご提出ください。

Ⅱ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯) **受付中**

対象となる世帯

- 申請時点で、日野町に住民登録のある世帯

上記Ⅰの対象となっていない世帯で、令和4年1月以降に予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」となった世帯

※住民税非課税相当とは、世帯全員の年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適応される限度額は、市区町村ごとに異なります)

(一例)住民税非課税となる年間給与収入の目安：単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請には、添付書類(本人確認書類、給与明細等)が必要になります。
- 申請時点で住民登録のある市区町村で申請してください。
- 申請書は日野町役場にあります。福祉保健課へお問い合わせください。
- 申請締め切りは令和5年1月31日(火)です。



定年退職による収入の減少、年金が支給されない月、事業活動に季節性があり通常収入が得られない月がある等、あらかじめ収入減少が明確な場合、給付申請し受給すると不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急給付金等の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

◆問い合わせ先 福祉保健課 福祉担当 ☎ 0748-52-6573

物価高騰対策事業 (生活者支援助成)のお知らせ

町では、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響による経済的負担の軽減を図るため、一定の条件を満たすご家庭に生活費の一部を助成します。

対象の世帯につきましては、福祉保健課から申請書等を郵送しておりますので、「ご確認のうえ」提出ください。

1、助成対象世帯(次のすべてに当てはまる世帯)

- ・令和4年9月30日時点で日野町に住民登録のある世帯
- ※生活保護世帯は除く。
- ・令和4年度住民税均等割のみが課税されている世帯(令和3年中の所得)
- ※住民税非課税世帯や住民税所得割の課税世帯は対象外です。

2、助成金額(1世帯あたり)

10,000円

※口座に振り込みます。

3、申請方法等

対象の世帯へ申請書類を送付しておりますので、申請書に必要事項を「ご記入のうえ、同封の返信用封筒により申請してください。

申請してください。

※令和4年1月2日以降に日野町に転入された方で、上記対象世帯に該当すると思われる場合は、課税証明書等を添付のうえ、申請してください。
(所得割が課税されている場合は、対象外となるので、申請は不要です)

また、令和4年1月2日以降に世帯全員が日野町に転入された世帯は、課税状況が確認できないため申請書を送りしていません。対象と思われる場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

【申請期限】 令和5年1月31日(火)まで(必着)



みんなで支えあう

国民健康保険

社会保険への被扶養者認定手続きをおすすめします

現在、国民健康保険に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、被扶養者として社会保険に加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

★社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方は、もしくは厚生年金保険法による障害年金等を受給されている場合は年間収入が180万円未満であること
- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
- ※公的年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

★社会保険等の扶養になった時の利点は…

国民健康保険は被保険者の人数によつ

て保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

★社会保険等の被扶養者に認定されたら…

国民健康保険の喪失手続きが必要になります。
次のものをご持参のうえ、住民課保険年金担当へ届け出てください。

- ・新しく被扶養者と認定された健康保険の健康保険証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの(写真付きのものは1点、それ以外のものは2点)
- ・窓口に来られる方と健康保険の手続きが必要な方の個人番号(マイナンバー)がわかる書類

★令和4年10月より健康保険・厚生年金保険が適用拡大されました

10月1日より短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されたことにより、社会保険等に加入された場合も、国民健康保険の喪失手続きが必要になります。

◆問い合わせ先

福祉保健課

福祉担当

☎0748-5216573

◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎0748-5216584